

元佐伯郡役所建築について

〈取り壊し前の実測調査から〉

廿日市の文化 第19集 所収

平成3年10月20日 発行

廿日市市郷土文化研究会



元佐伯郡役所建築について

〈取り壊し前の実測調査から〉

藤下憲明

・はじめ

廿日市市中央公民館が昭和四十七年二月に竣工してから早くも二十年になろうとしている。

この地に洋風の佐伯郡役所の建物があつたことを知る市民が何割いるだろうか。ここには明治時代の西洋建物を模した佐伯郡役所が建てられていたが、多くの識者に惜しまれながら解体された。佐伯郡役所を偲ぶものとして中央公民館ホールの佐伯郡役所の表札と模型、建物の一部分、棟札などが残されている。

この稿は昭和四十六年に解体される前に何度か通つて実測したものを作図し、各部分についての考察をしていたもので、今回の掲載に際して一部加筆したものである。

尚、架構についての記述は解体時に調査していないので省略し、各部分の詳細図、詳細写真の一部を割愛する。

資料として添付している佐伯郡役所仕様帳写の見積書については、何度か書き改められているので最終見積りとみられるものを掲載する。資料解説に際して難解部分については高本等、桑原貞紀両氏に御教示を頂いた。



在りし日の元郡役所全景

◆ 佐伯郡役所の設置

明治五年四月広島県下を一七の大区に区分し、その中を更にいくつかの小区に細分し、行政区と戸籍区が統一された。

佐伯郡は第四大区で事務所は廿日市に置かれ区長一名、書記数名を置いて郡を治めた。その事務所を区用所といつてはいたが、明治六年九月に区用所を改めて区会議所と称した。

戸籍づくりが目的で強引に進めた大区、小区制は住民の強い反発と不信を受け、明治十一年十一月一日郡区編制法が施行され、大小区の制度を改め再び郡村の名称に復すると共に、郡に郡長一名、書記数名、町村に戸長が置かれた。

この事務所を郡役所といい、廿日市町に設置され庶務、勧業、租税、觀学、出納の五掛で地方行政の中間機関として発足した。

明治三十二年に郡制が敷かれ、郡長、郡書記、郡視学、技手などをして郡内を三二の選挙区に分けて、郡会議員三四名の定員で自治公共団体とし活動したが、あまり複雑な機構のために大正十二年三月三十日に郡制は廃止された。

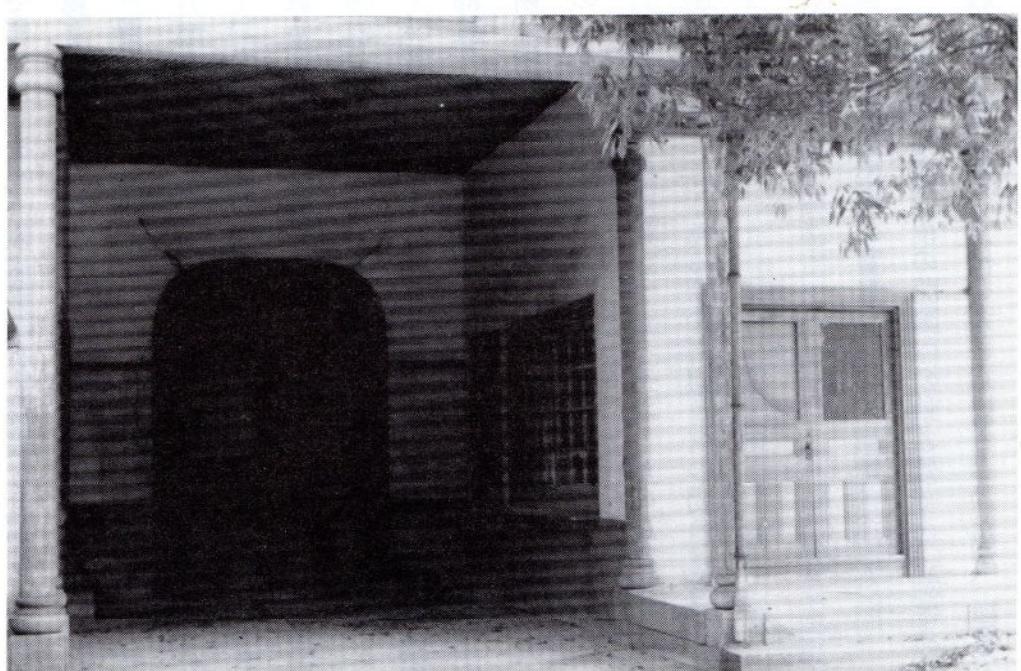
しかし、この郡長、郡役所はしばらく存続し、大正十五年六月二十八日に佐伯郡役所の廃庁式が行なわれた。

◆ 郡役所庁舎及び議事堂の建築

明治十一年十一月一日郡区編制法が施行の後、廿日市町に郡役所が設置されて庁舎が設けられたものと思われる。

明治十八年頃に新しく佐伯郡役所が建築されることが決まった

と思われる。明治十九年八月には議事堂の工事に着手しており、明治二十年一月頃に議事堂は竣工している。

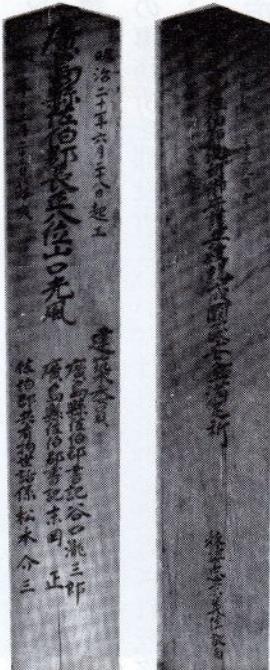


事務所棟 車寄部分

郡役所庁舎の工事は棟札によると明治二十年六月二十八日に着手している。七月二十一日付の芸備日々新聞の記事によると、既に落成していた連合会議事堂に仮の役所を置いて事務を執っていたようである。



佐伯郡役所表札



事務所棟棟札

郡役所庁舎の建築は在来の役所の建物を解体し、古材を使用して洋風の郡役所庁舎梁行九間半、桁行一五間で坪数一四二坪五合（約四七二平方メートル）、二階建の洋風応接所梁行一間、桁行二間半で延坪数一〇坪（約三三平方メートル）、応接所への伝廊下などが、工費五四八円四一銭八厘で建築された。

建設委員は佐伯郡書記谷口瀧三郎、同末岡正及び佐伯郡共有物世話係松本介三が担当し、棟梁は黒川村（大竹市）の忠末小兵衛

であった。後掲の佐伯郡役所仕様帳写は郡役所庁舎、応接所、伝廊下の仕様書と見積り書で棟梁の忠末小兵衛が記したものである。郡役所庁舎は同年十一月二十一日に竣工し、同日午前十時に移転式が行なわれた。その後、大正十一年に臨時席として使用されていた二階建の建物、宿直所の平家建物が取り壊されている。これら何れも洋館建物があるので郡役所庁舎、議事堂に見られるような手法で建てられていたものとみられる。

大正十五年郡制が廃止され廃庁式以降も庁舎と議事堂は存続し、郡農会などの諸団体に貸与されたが、廿日市土木出張所、佐伯地方事務所、福祉事務所などに使用されたが、廿日市町中央公民館の建築のため昭和四十六年六月二十三日に解体された。

二階建の応接所はいつごろ迄あつたのか不明であるが、佐伯郡制誌の写真にみられる庁舎と議事堂の間の建物がこれではなかろうか。

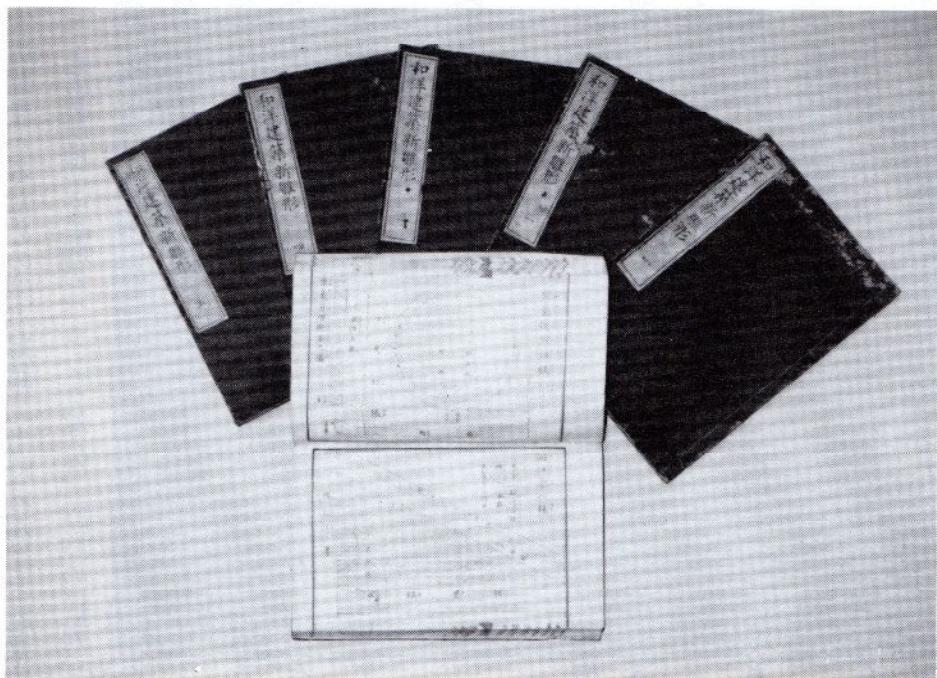
◆擬洋風建築出現の背景

幕末から維新前夜の開国への動きは、三〇〇年の間純粹培養されてきた我が国の文化を大きく揺さぶったが、建築も例外でなく長崎、横浜、神戸などの欧米人居留地には日本人が見たこともない洋風建築が建ち並んだ。

維新を成し遂げ、歐米列強に劣らぬようにと意氣込んだ要人たちは建築の西洋化、洋風建築の建設に心血を注いだ。この時期の

洋風建築は早く言えば歐米の模倣で、様式を折目正しく守り莊嚴さを競いあつた。

佐伯郡役所が出来てからの資料であるが、明治二十二年十二月二十二日付の芸備日々新聞に「帝國大學にては近年追々建築學の進歩と共に、世上一般造家法建築法等に注意するに至り、隨て家



和洋建築新雛形書

屋等も年々洋風に赴くもの多きを以て、此際歐米各国古今建築上の図案及び雛形等を蒐集志て、大に建築學上の参考模範に共せんとて、歐米各国及び留学専門家へ夫々右蒐集方を照会せる由」とあり、外国の建物などを参考にして建築の西洋化の雛形書などが作られていた。

こうした政府サイドとは別に木造建築の伝統を受け継いできた棟梁達は、居留地や東京に建つた洋風建築を見聞し、木造建築の技術で洋風の外觀を実現させた。これが擬洋風建築で見聞がもとだけに様式に則つた洋風建築は出来ず、意匠のある部分は本来のプロポーションを失い極大化されたり、あちらこちらに和風の意匠が顔をのぞかせた。

◆佐伯郡役所擬洋風化への工夫

建物をいかに洋風らしくするか建設担当者及び棟梁にとって最大の課題であり、長崎、横浜、神戸等の歐米人居留地、東京、大阪等大都市の洋風建物を見聞したり、又、西洋建築雛形、和洋建築新雛形等の雛形書を参考にして構想を練つたものであろう。

工事を担当した棟梁の忠末小兵衛は、佐伯区河内の元広島綿糸紡績会社小深川工場、嚴島の大鳥居、そのほか各地の寺院、神社、埋立て、道路築造等の土木、建築にわたり幅広く関わっており、従来の木造建築の技術で木造の西洋館を模して建てる事は出来ない事ではなかつたであろう。

大広間をとるための洋小屋組（当時は西洋木屋梁組といつていた）、事務所棟で正面のベランダ部分、円形の柱列、柱頭柱脚の繰型、軒下蛇腹、菱目組天井、事務所棟、議事堂棟の外廻りで軒裏の曲線仕上げ、円形換気孔、出入口のファン・ライト式欄間、建具廻りの繰型の額縁などは従来の日本建築には見られない手法であり、これらの詳しい手法については次の項で述べる。

◆建築手法の詳細

《事務所棟》

〈外廻り〉

屋根は古来の入母屋造りで、破風及びけらば（妻側の三角形の部分）は土蔵造りなどに見られるように漆喰で塗り込まれており、小屋裏の換気孔はモダンな円形に作ってある。

軒蛇腹といわれる軒裏は凹型の曲線で塗り込んであり、壁は大壁で腰は下見板張りとしてある。

入母屋風の洋館として三田市の旧九鬼隆範邸が知られるが、古来の入母屋造りで洋風らしく見せるために円形の換気孔や曲線の軒裏などと相当苦労をしたものであろう。

〈ベランダ〉

建物の正面にあるこの種のベランダは当時数多く見られ、異人館の普遍化したスタイルである。この様式をコロネード式（列柱廊）といい、建物の外面に円形の柱列を設けている。

柱脚には石造の繰型礎石、柱頭には木造の繰型を取付け、そのうえに軒下蛇腹が設けてある。軒下蛇腹は横長の長方形で凹凸の模様を漆喰で仕上げたものであり、擬洋風建築の特長の一つである。

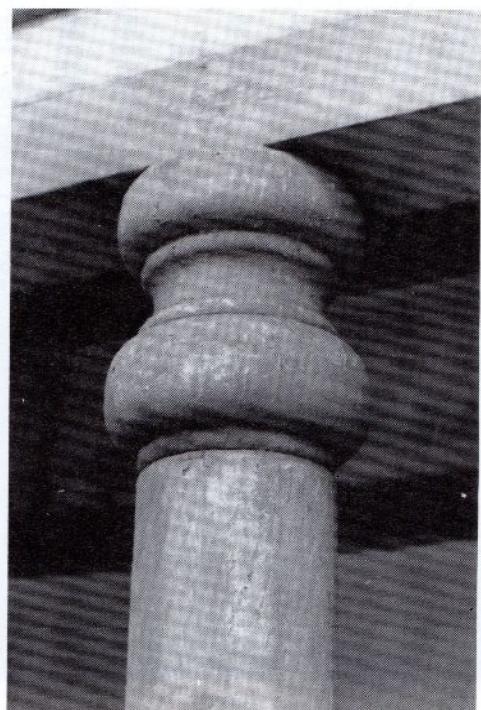
ベランダを設けたコロネード式、柱の繰型、軒蛇腹等がある例として西宮市の旧辰馬喜十郎邸、松江市の興雲閣等に見られる。ベランダ、車寄の天井は網代風菱目組天井で、神戸市の旧キャサリン・アンダーセン邸、大津市の旧伊庭貞剛邸などと同じ手法である。

事務所棟小屋裏換気孔（上）と議事堂棟小屋裏換気孔（下）





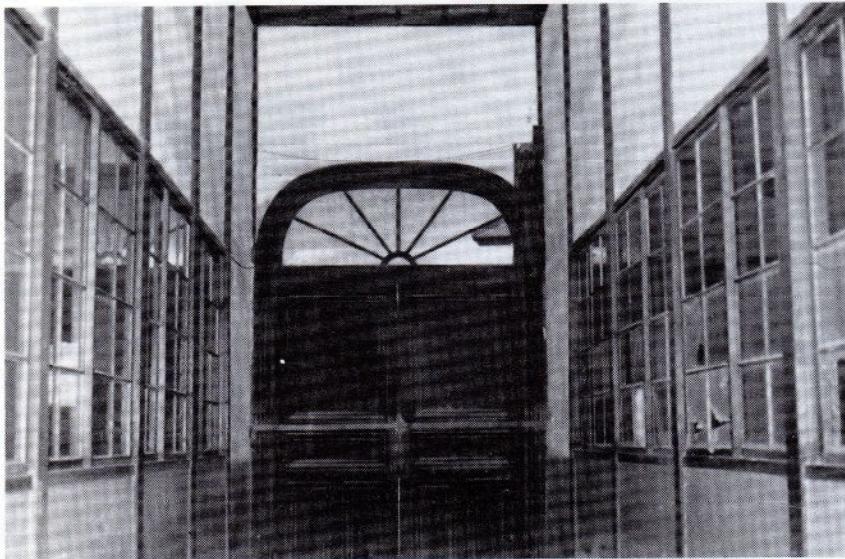
事務所棟 ベランダ上部



ベランダ柱列の柱頭繰型（右）及び
柱脚繰型礎石（左）

〈出入口、窓〉

車寄からの主出入口は両開き戸で、上部にファン・ライトといわれる扇型の欄間を設けているが、議事堂棟の欄間とは少し違つた型である。この欄間の様式はイギリスのチューダー式建築によく用いられた四中心のチューダー風アーチ曲線に近い型でありこの様式の変形したもののようにある。



事務所棟ホールより玄関扉を見る

主出入口の外側と内側の周囲には、幅広で繰型のある額縁を廻しており、外廻りの戸の施錠方法としてカンヌキが取り付けてある。

窓は縦長でガラス障子を両開きとし、外側だけに繰型のある額縁を廻している。そのほか外廻りの両開戸、片開戸、受付窓には外側のみ額縁が廻してあり、内部の片開戸には片側だけに額縁が廻してある。

《議事堂棟》

〈外廻り〉

屋根は事務所棟と同じ入母屋造りで、破風及びけらばは漆喰で塗り込んでいる。北側の換気孔は漆喰で二重の輪を造り、南側は木型で輪を造っている。

軒蛇腹は上下に二分されて凸凹型の曲線を組み合わせており、漆喰で塗り込んでいる。

〈ボーチ〉

事務所棟の正面とは異なり起り屋根で斗拱（斗組、組物、升形ともいう）をもつた古来の社寺建築の様式をもつたものであり、当時の洋風建物にはこの種の起り屋根をもつたボーチは盛んに用いられている。

熊本市の旧熊本洋学校外人教師館のボーチが起り屋根であるが、柱が円型で斗拱はなく洋風に近いボーチである。このように洋風に見せる努力をするのであるが、議事堂棟のボーチは次に述べる

ような古来の様式で造つてある。

妻側に起り破風が取り付けてあり、頂点部分に花模様の懸魚がある。柱は四角型で唐戸面が付けてあり、柱脚に沓石、柱頭に斗拱が取付けてある。斗拱は和様で斗繰と肘木で構成されている。

柱から柱には虹梁が架けてあり虹梁には眉、袖切及び絵様の装飾彫刻が刻されている。虹梁が柱をつき抜けて出たように見せた装飾彫刻を木鼻といい、明治時代に造られた東本願寺大門の木鼻と型が類似している。

〈出入口、窓〉

ポーチからの出入口は両開き戸で、上部にファン・ライト（扇型欄間）を設け、外側と内側の周囲には幅広で繰型のある額縁を廻している。

窓は事務所棟と同じ手法であり、そのほかの両開戸、片開戸には両側に繰型のある額縁が廻してある。

〈内部廻り〉

天井は折上げ天井で中央付近に四角形、円形を組み合わせた装飾がされており、ここに照明のランプが釣り下げてあつたものと思われる。

議場の両側には傍聴用の造り付けの腰掛けが設けられている。



議事堂棟北側屋根及びポーチ屋根部分

◆佐伯郡役所建築ニ付大工方仕様書写

一、在来役所其他共不用之建物解体シ此古物之内宜敷品今般建築ニ差置候ニ付諸品損シ不相成様注意

解体シ夫々品分テ積置候コト

但シ材木板類共相渡し候ニ付品ニ寄り挽割相用候儀モ可有之

コト

一、役所九間半梁ニ桁行拾五間西洋作り平家建之築ニ付土台

栗五寸角繼手割繼角枘入柱松長三間五寸角側廻り

窓之割合ヲ以テ建堅メ壁貫四寸
壹寸五通り入筋違三寸
壹寸武分

柱間毎上下式挺ヅツ入窓受古物柱ヘ枘入込セン留メ

土居枕ヶ所ニ寄り古物相用其余松長三間物六寸

七寸

陸梁持モ右同断都合鉄輪繼陸梁松長四間半四間ヲ

取交シ八寸土居枕ヘ掛渡シ陸梁每ニ鼻腕木作り以ス

棟桁六寸角出シ桁四寸陸梁鼻ヘ枘入ニシテ指堅メ

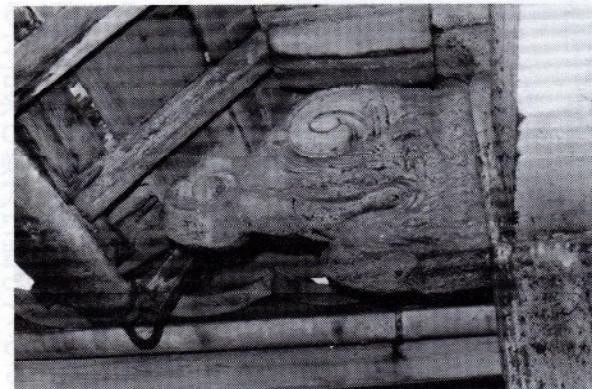
合掌六寸陸梁ヘ枘入六分鉄棒式本ヅツ座付ニシテ

入堅メ上ヘ繫張物巾式寸三寸鉄打式寸步ニテ打棟樋

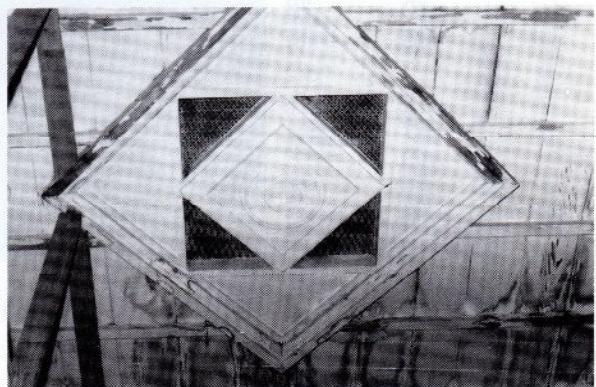
六寸サクリ出し同下陸梁ヘ枘打抜込セン留メ繫鉄物

尺式寸巾壹寸式分鉢穴式寸步之三寸鉢所打小板傍板共ヘ繫

長四尺厚式步
鉄物右ニ準じ棟桁蟻掛母屋桁五寸都合割繼合掌江



議事堂棟ポーチ屋根の木鼻



議事堂棟議場天井ランプ釣座

合カキ桁特木キガリ式本ヅツ上ヨリ打込入母屋破風甲落破風

板杉巾壹尺厚式寸指折古物三尺步之破風板へ枘入品板三寸

前包板巾七寸厚式寸雨覆三寸いつ連も漆喰塗塗下地鋸目

入イラカ木摺受古物相用古板巾壹寸式分ニ挽割り

荒茅差正式寸釘ヲ打風窓図面ノ通り振分出来旁

好ミ通り摺式寸角イスカ継送六本正五寸釘打広木舞

四寸正三寸釘打裏古六步板相用不足松五分板新物

入正式寸五分正式寸釘取交打ノコト

一、帶木樞共在来古物継手割継入堅メ根た古物

送り六本正五寸釘打床板松長式間巾壹尺厚壹寸板白削正三寸

釘打沓摺五寸柱へ彫入窓入梓三寸五分柱サクリ除ク

四方枘入ハメ合入口入梓右同断額縁式寸五分クリ

取仕付四方大トメ枘入ニシテは免合入口同式寸五分内外ヘ

仕付敷居鴨居式寸四寸溝突柱へ枘入ニ堅メ天井廻り縁

四寸天井受式寸角継手イスカニシテ上ニ尺五寸步之釣木

三寸壹寸五分カキ合壹間歩之正四寸釘打不陸無之様入念

釣り合張り骨杉四分板巾式寸ニ挽割白削式寸明キニシテ

正壹寸五分釘打廻り縁紙留り打天井受木上ハヘ野天井

古板ヲ以相重子打透キ目無之様打調ノコト

見付正面入口木柄櫻入梓五寸額縁式寸五分上へ

窓図面ノ通りニ候得共尚相好ミ候儀も有之側廻り

壁木摺仕立同断廊下丸柱差渡し七寸上下キタミ付上長

枘口クロクリ箱仕立等差入其外強梁中合箱板轉之

通り同所辺天井廻り縁三寸受木古物右同断杉四分

板巾壹寸ニ挽割白削ヘン塗りニシテ壹寸明き鉛

天井ニ出来野天井古板打之コト

一、蛇腹覆四寸柱へカキ入正六寸釘打木摺受

長四尺巾八寸厚壹寸式分古物ノ内挽割クリ取付木摺覆ヨリ

摺每共正三寸釘打木摺杉四分巾壹寸式分ニ挽割

荒茅巻式分明キニ壹寸五分釘打ノコト

一、応接所式間梁桁式間半西洋作二階建壹ト棟

土覆柱其他共前書之振者二階尾引六寸ツナキ帶木

五寸二階板板松長式間巾尺壹寸厚壹寸白削両サ子

ハギ正三寸釘打階子巾三尺壹ヶ所木柄松八寸

壹寸二分板ヲ以出来総体手摺櫻口クロクリ好之通り

出来同断伝ヒ廊下右準シ手摺共仕付之事

一、西洋小屋盤鉄具鉄棟セン鉸折釘其他諸鉄物受負方ヨリ差出し木皮切レ木等持帰ルコト不相成

好之所ヘ積置候コト

一、家根土居葺杉粉ヲ以テ壹寸六分足薄柿葺其上割竹ヲ以テ壹尺步之押縁打調ノコト

ミノ甲總体漆喰塗ノコト

当役所建築ニ付屋根瓦葺調仕様日録

一、屋根瓦在来解取古瓦ノ内九一袖瓦宜敷分南平ヨリ

西平ヘ廻し葺調余ハ新上等九一袖瓦軒先キ唐草付東西南北共土居左官葺調之コト

但し解取之赤土在来ノ處十分之サン三相渡ス

一、甲落之所長袖都合鬼板瓦カンプリ瓦共新調ノコト

一、棟熨斗カンプリトモ松板熨斗下タ熨斗隅熨斗

トモ同五枚熨斗鬼板付ノコト

一、応接所家根外井之通り棟熨斗五枚重ノコト

一、壁小舞解取之古竹相用其餘新竹ヲ以テ

カキ調荒付裏返し大直し小直シ中塗両面白土上塗

三度塗之コト

一、蛇腹木摺ヨリ大直シ小直シ中塗共見返し入念不陸

座ル様出来白土上塗右同断之コト

一、棟カンプリ共丸熨斗鬼板ヒレ付下熨斗隅熨

斗丸瓦トモ五枚鬼板總体漆喰并ニ踏下ケ軒

先キトモ袖瓦五枚通り漆喰塗ノコト

一、両破風木摺塗風窓其他共塗調入母屋甲落
ミノ甲總体漆喰塗ノコト

一、見付正面木摺壁塗調并前側土廊下強梁
上函面之振合ハ候得共尚好ミ通り漆喰塗ノコト

一、応接所壁屋根漆喰塗其他等外井之通り

明治廿年五月
佐伯郡役所

廿年五月十七日出ス
御役所差ス控

記

郡役所建築
梁行九間半
桁行拾五間

応接所二階付
梁行式間
桁行式間半

伝廊下
右御仕様帳通り大工木挽左官瓦葺師人夫金物

釘類タシ土カキ灰油子フノリ竹繩ソキアミ網金ヘンキ
荒ヲスサハラ等相調積書

金 武百五拾壹円五拾武錢四厘
大工作料

同 武拾四円七拾五錢
人夫賃

同 五拾壹円三拾壹錢五厘
金物釘代

同 武拾六円五拾三錢武厘
ソキ代

同 武拾五円八拾五厘
瓦葺師手伝夫共

同 六拾六円拾三錢四厘

左官手伝夫共
タシ士代

◆付録 本稿には直接関係しないが、かつての議事堂内の様子の片鱗を伺わ
す「佐伯郡会々議規則」「傍聴人取締規則」の抜粋を参考のため掲げる。

同 四円八拾壹錢五厘

カキ灰代

同 拾三円拾錢

油子代

同 拾六円三拾六錢八厘

フノリ代

同 五円八拾九錢五厘

旧役所解払夫賃
金網代

同 拾六円五拾錢

スルヲ許サス

同 式拾三円七拾六錢

「傍聴人取締規則」

同 三円三拾錢

第三八条 議席ニ列スルトキハ洋服又ハ羽織袴ヲ着用スヘシ

同 五円五拾錢

第三八条 議席ニ列スルトキハ帽子外套ヲ着スヘカラス、又傘杖ノ類ヲ携帶

同 六円五錢

スルヲ許サス

同 壱円

◆佐伯郡役所建築についての文献

合計金五百四拾八円四拾壹錢八厘

荒ヲ スサハラ等相調積書左之通り

以上

◆佐伯郡役所建築についての文献

・元佐伯郡役所について

近藤 豊

・元佐伯郡役所建築について

天満 祥弥

・元佐伯郡役所建築について

佐藤 重夫

〔廿日市の文化第九集——廿日市町郷土文化研究会〕

・元佐伯郡役所建築について

佐藤 重夫

〔廿日市の文化第九集——廿日市町郷土文化研究会〕

・元佐伯郡役所建築について

佐藤 重夫

〔廿日市の文化第九集——廿日市町郷土文化研究会〕

・元佐伯郡役所建築について

佐藤 重夫

〔廿日市の文化第九集——廿日市町郷土文化研究会〕

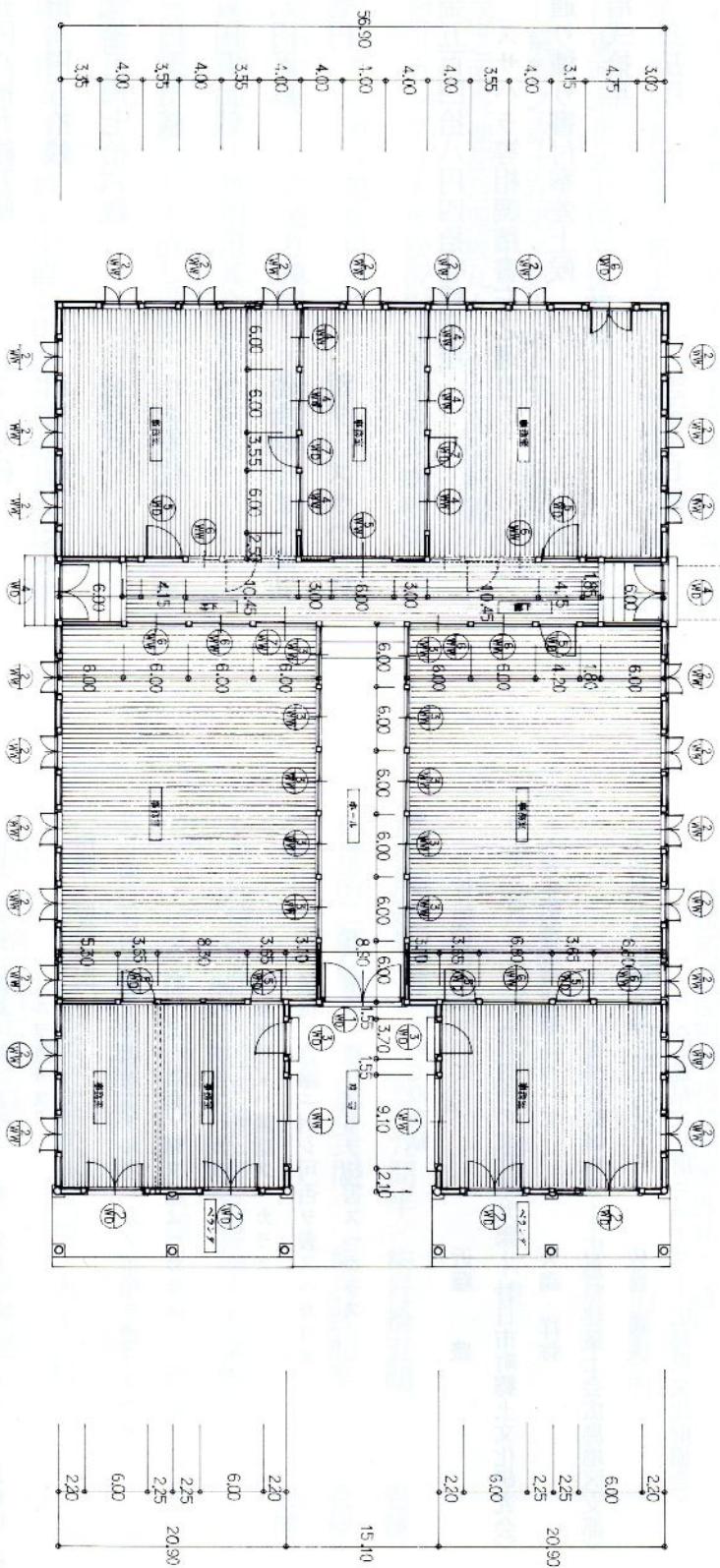
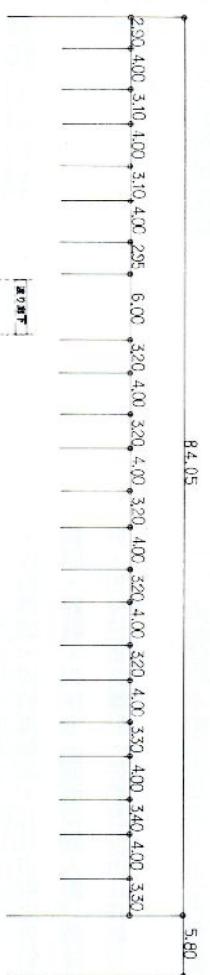
佐伯郡役所

御中

◆引用文献

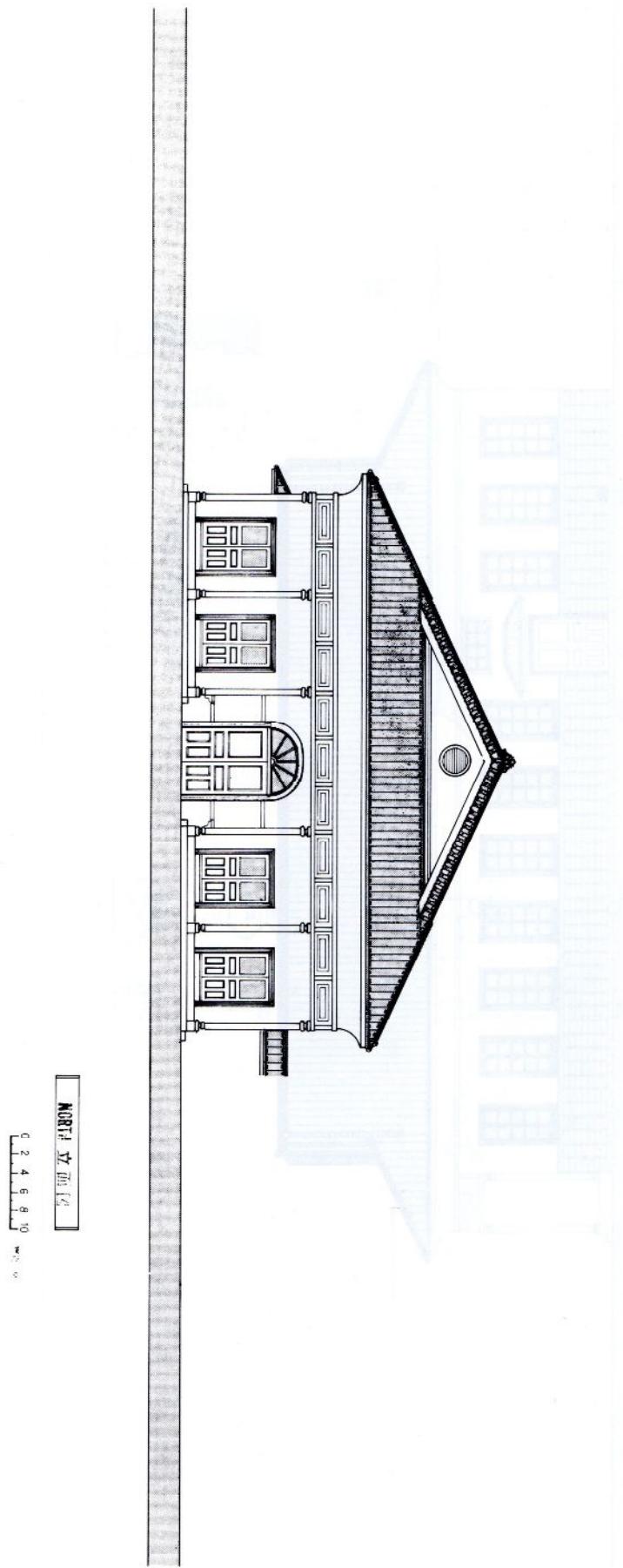
・佐伯郡誌・佐伯郡制誌・廿日市町史資料編・廿日市の文化・芸能日報・芸能日報
新聞・鯉城・新住宅（明治の異人館、西洋館）・古建築の細部意匠・建築用語辞典・和様建築新雑形・佐伯郡役所仕様帳写（忠末慧氏蔵）

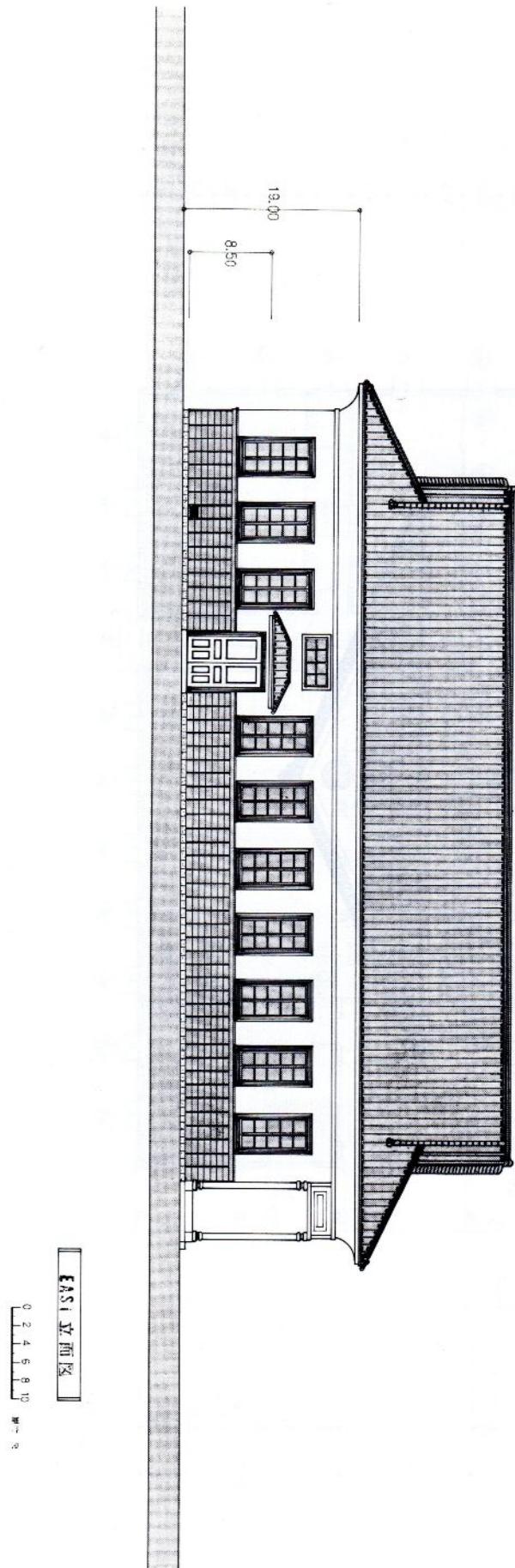
事務所棟実測図

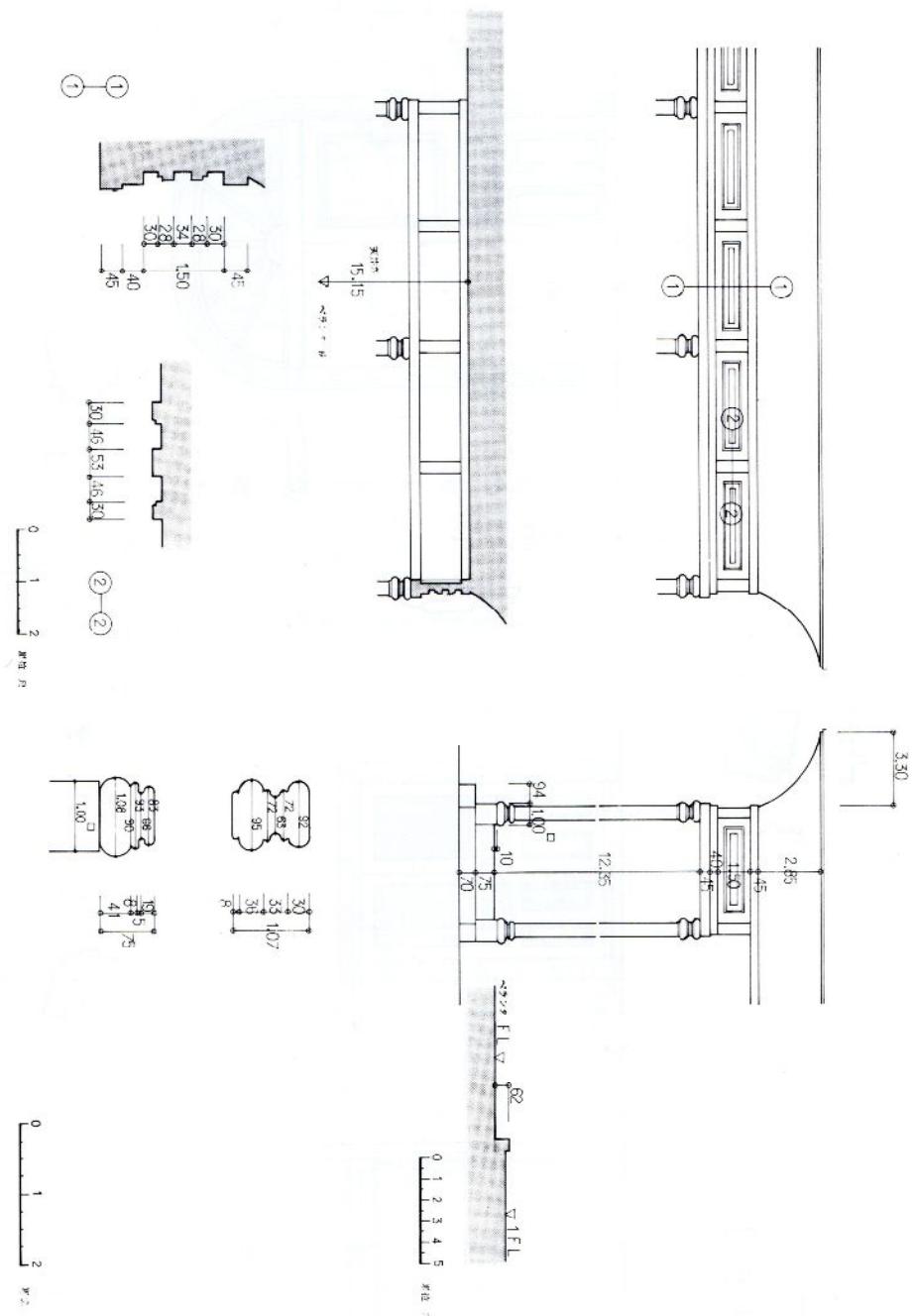


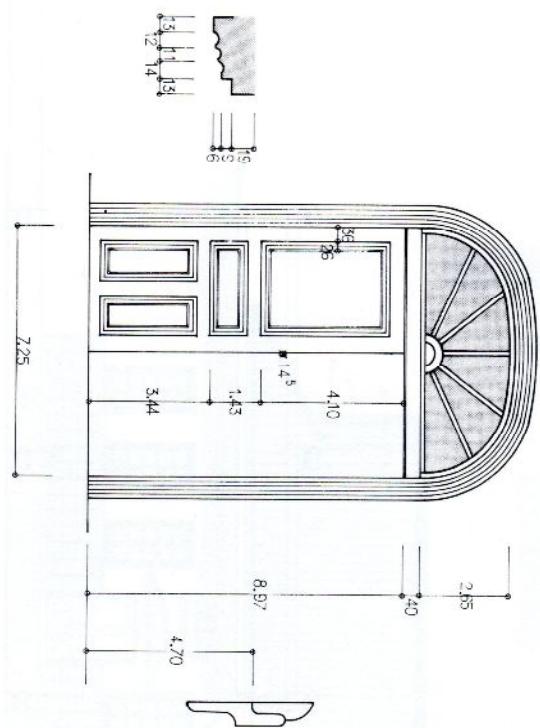
事務所地平面圖

卷之三

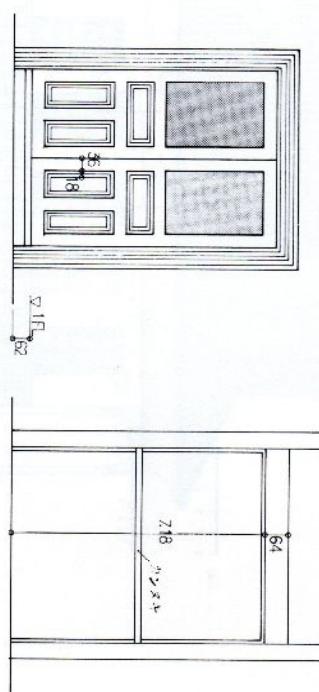








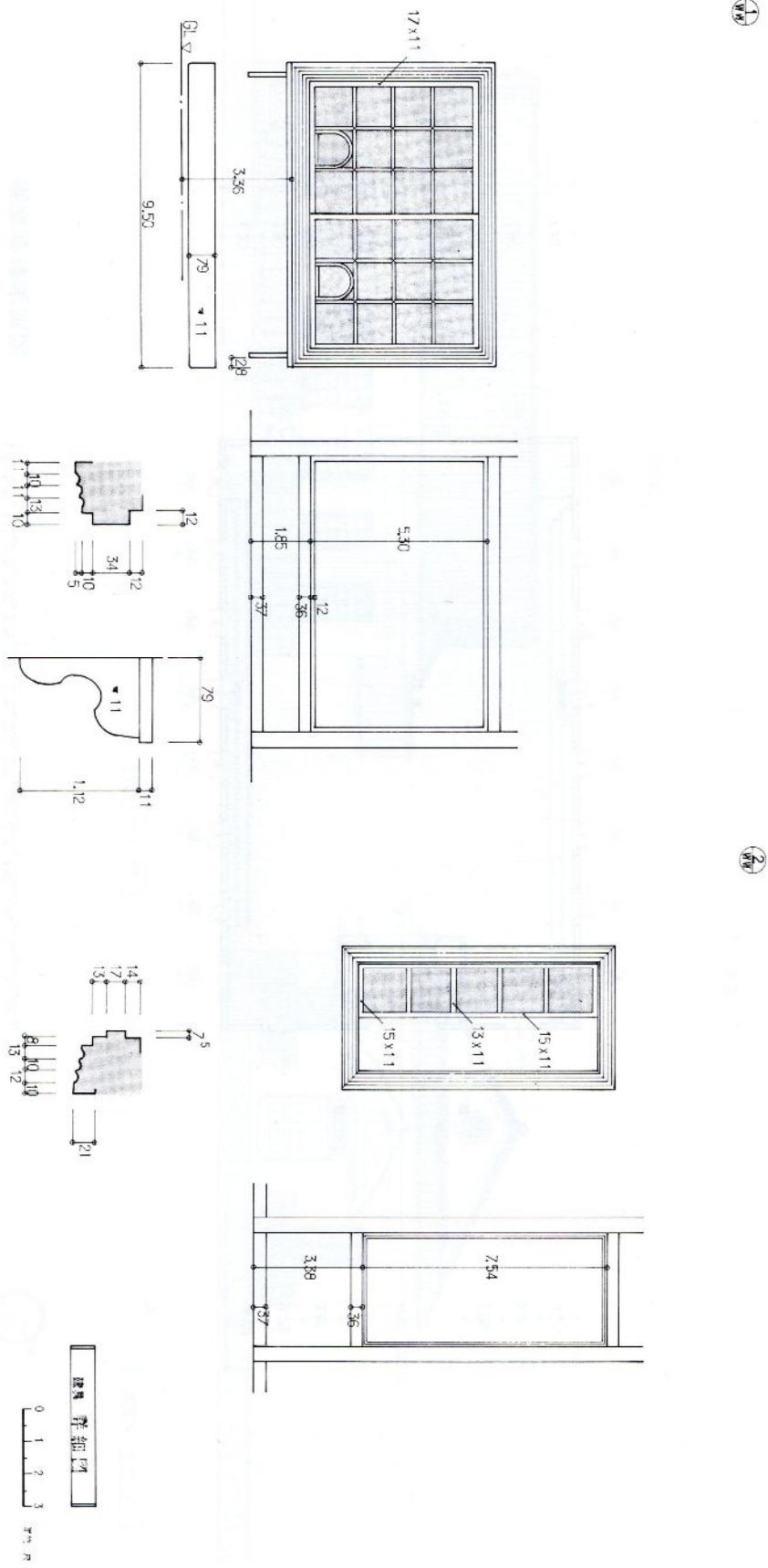
10



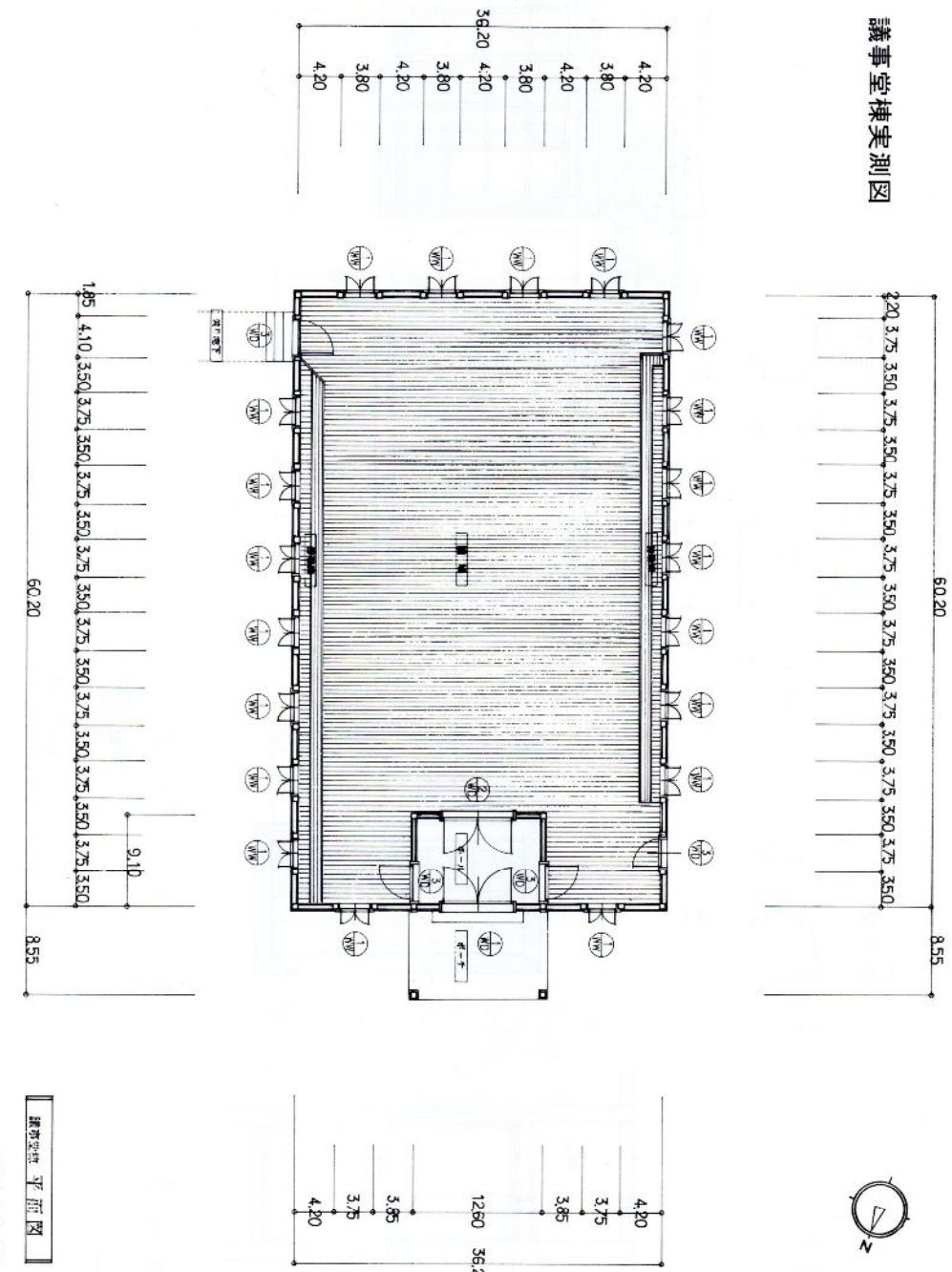
11

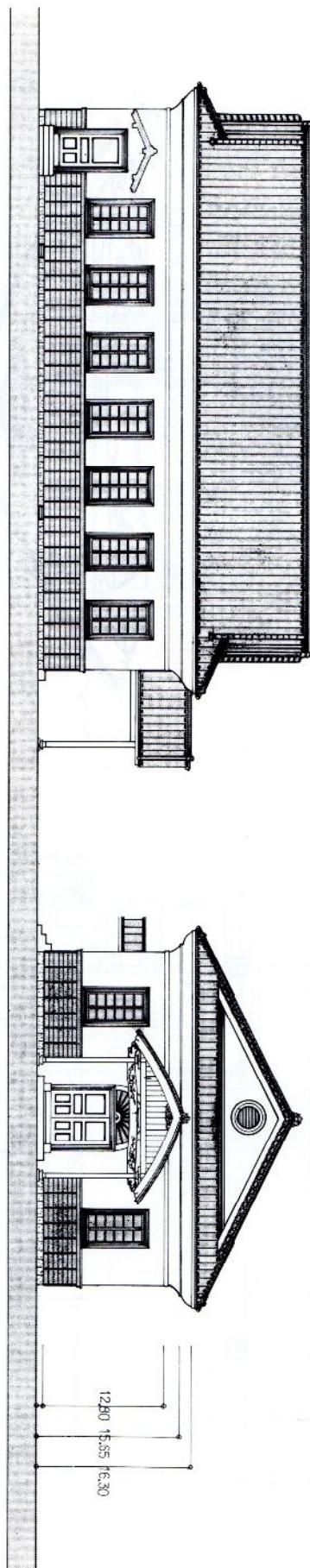


12



議事堂棟実測図





NOR1 立面図

0 2 4 6 8 10
1 1 1 1 1 1
mtr m

FAS1 立面図

